

(別紙)

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案等に関する意見・情報の募集について

令和6年4月18日
農林水産消費・安全局

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案等に関する意見・情報の募集について、定めようとする命令等の題名は以下のとおり。

記

- ・ 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 南アフリカ共和国から発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ イスラエルから発送されるシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ イスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ 南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコット生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ イタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスィートオレンジ

の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）

- ・ トルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ オーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ モロッコから発送されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ メキシコから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）
- ・ アメリカ合衆国のフロリダ州から発送されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（告示）